

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程のあら  
まし

- 1 手形交換所の廃止及び電子交換所の設立に伴い、規程の整備を行います。
- 2 その他所要の改正を行います。
- 3 この規程は、令和4年11月4日から施行します。